



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成21年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人栄村ネットワーク
- 3 代表者の氏名
樋口 利行
- 4 主たる事務所の所在地
下水内郡栄村大字北信3950番地5
- 5 定款に記載された目的
この法人は、栄村に暮らす人々及び栄村に関心を寄せる人々に対して、むらの自然資源や文化・伝統の発掘、新たな産業の育成、都市-山村交流に関する事業を行い、栄村のむらづくりと発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
大気常時監視測定機器保守点検業務
 - (2) 役務の特質
大気常時監視測定機器保守点検業務実施要領のとおりです。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成22年3月31日まで
 - (4) 入札の方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に地方公共団体において同様の契約を履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県環境部水大気環境課
電話 026 (235) 7177
 - 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成21年4月6日（月） 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎107号会議室
 - (3) 郵送入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
 - 5 その他
 - (1) 本件入札は、平成21年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。

水大気環境課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画地区計画 庄内地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画地区計画 城北東地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画地区計画 竹湊南地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画地区計画 平田東地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画地区計画 広丘駅南地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県佐久地方事務所へ備え置きます。

平成21年3月26日

長野県佐久地方事務所長事務取扱

長野県総務部長 浦野 昭治

- 1(1) 申請人の住所氏名
佐久市岩村田410-16 二見 貢
佐久市岩村田857-1 渡辺 一男
- (2) 指定年月日 平成20年11月5日
- (3) 指定番号 佐久第313号
- (4) 指定した場所
佐久市岩村田字上直路1086-9、1086-15、1086-17、1087-4、1086-13
- (5) 道路の幅員 4.00～5.04メートル
- (6) 道路の延長 92.89メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名
佐久市岩村田1902-3 中沢 邦雄
- (2) 指定年月日 平成21年1月8日
- (3) 指定番号 佐久第314号
- (4) 指定した場所
佐久市岩村田字宮ノ後1902-5、1902-14、1902-15、1902-17、1902-18
- (5) 道路の幅員 4.00メートル
- (6) 道路の延長 35.00メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上小地方事務所へ備え置きます。

平成21年3月26日

長野県上小地方事務所長 安江 幸大

- 1 申請人の住所氏名

東御市滋野乙4455番地3

株式会社創建 代表取締役 唐 沢 創 平

- 2 指定年月日 平成20年10月16日
 3 指定番号 上小第699号
 4 指定した場所
 東御市滋野字道添乙214-16、214-20
 5 道路の幅員 { 4.30メートル { 4.30メートル
 6 道路の延長 { 31.50メートル { 29.70メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県諏訪地方事務所に備え置きます。

平成21年3月26日

長野県諏訪地方事務所長 山 本 浩 司

- 1(1) 申請人の住所氏名
 茅野市宮川4778番地 五味 貞 一
 (2) 指定年月日 平成20年10月17日
 (3) 指定番号 諏訪第965号
 (4) 指定した場所
 茅野市宮川字三反田5711-7、5724-3、5725-3
 (5) 道路の幅員 4.15メートル
 (6) 道路の延長 34.80メートル
 2(1) 申請人の住所氏名
 茅野市仲町17番33号
 ジェイエイサービス諏訪株式会社
 代表取締役 金子 文 雄
 (2) 指定年月日 平成20年11月21日
 (3) 指定番号 諏訪第966号
 (4) 指定した場所
 茅野市玉川字神垣外5891-16、字上屋舗通5891-3
 (5) 道路の幅員 4.40メートル
 (6) 道路の延長 60.93メートル
 3(1) 申請人の住所氏名
 茅野市ちの1194番地3
 株式会社マルユー 代表取締役 渡 辺 勇
 (2) 指定年月日 平成20年12月17日
 (3) 指定番号 諏訪第967号
 (4) 指定した場所
 茅野市ちの字六勺1220-14、1221-6
 (5) 道路の幅員 4.30~4.45メートル
 (6) 道路の延長 29.90メートル
 4(1) 申請人の住所氏名
 茅野市本町西3-3 細 田 喜 弘
 (2) 指定年月日 平成20年12月25日
 (3) 指定番号 諏訪第968号
 (4) 指定した場所
 茅野市本町西4686-15
 (5) 道路の幅員 4.35メートル

- (6) 道路の延長 31.05メートル
 5(1) 申請人の住所氏名
 諏訪郡下諏訪町社6792-1 増 澤 かなめ
 (2) 指定年月日 平成21年1月6日
 (3) 指定番号 諏訪第969号
 (4) 指定した場所
 諏訪郡下諏訪町社字東窪田6713-11
 (5) 道路の幅員 4.10メートル
 (6) 道路の延長 33.00メートル
 6(1) 申請人の住所氏名
 茅野市本町西5番30号
 株式会社サンケイ 代表取締役 堀 内 長 年
 (2) 指定年月日 平成21年1月13日
 (3) 指定番号 諏訪第970号
 (4) 指定した場所
 茅野市仲町4012-18、4056-10
 (5) 道路の幅員 4.00メートル
 (6) 道路の延長 27.13メートル
 7(1) 申請人の住所氏名
 諏訪市清水2丁目1番21号
 高島産業株式会社 代表取締役 小 口 武 男
 (2) 指定年月日 平成21年1月27日
 (3) 指定番号 諏訪第971号
 (4) 指定した場所
 茅野市金沢字御狩野5774-9、5774-61
 (5) 道路の幅員 4.20~6.00メートル
 (6) 道路の延長 135.50メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上伊那地方事務所に備え置きます。

平成21年3月26日

長野県上伊那地方事務所長 宮 坂 正 巳

- 1(1) 申請人の住所氏名
 駒ヶ根市赤穂1298-2
 株式会社サンポー 代表取締役 北 村 武 夫
 (2) 指定年月日 平成20年9月29日
 (3) 指定番号 上伊那第499号
 (4) 指定した場所
 上伊那郡南箕輪村字東原2604番1
 (5) 道路の幅員 6.03メートル
 (6) 道路の延長 38.36メートル
 2(1) 申請人の住所氏名
 伊那市境1071
 富県屋建設株式会社 代表取締役 酒 井 美 穂
 (2) 指定年月日 平成20年10月2日
 (3) 指定番号 上伊那第492号
 (4) 指定した場所

伊那市西春近7095-4

- (5) 道路の幅員 4.25メートル
(6) 道路の延長 65.90メートル

3(1) 申請人の住所氏名

駒ヶ根市赤穂8859番地2

松村建築設計事務所 松村隆一

- (2) 指定年月日 平成20年10月10日
(3) 指定番号 上伊那第494号

(4) 指定した場所

駒ヶ根市飯坂一丁目15044-9、15045-9

- (5) 道路の幅員 6.00メートル
(6) 道路の延長 49.00メートル

4(1) 申請人の住所氏名

新潟県新潟市中央区関新二丁目1番53号

ミサワホーム信越株式会社 代表取締役 石井博幸

- (2) 指定年月日 平成20年10月20日
(3) 指定番号 上伊那第500号

(4) 指定した場所

伊那市上新田2184-9

- (5) 道路の幅員 4.30メートル
(6) 道路の延長 34.88メートル

5(1) 申請人の住所氏名

伊那市荒井4819-80

小松商会 小松献臣

- (2) 指定年月日 平成20年10月30日
(3) 指定番号 上伊那第501号

(4) 指定した場所

伊那市西箕輪8401-2、8402-1

- (5) 道路の幅員 6.00メートル
(6) 道路の延長 84.10メートル

6(1) 申請人の住所氏名

伊那市上新田2393-1

南信土地建物株式会社 代表取締役 蟹澤彦一

- (2) 指定年月日 平成21年2月20日
(3) 指定番号 上伊那第502号

(4) 指定した場所

伊那市手良沢岡1018-113、1018-116、1018-122、1018-123、1018-125

- (5) 道路の幅員 5.00メートル
(6) 道路の延長 149.37メートル

7(1) 申請人の住所氏名

駒ヶ根市飯坂2丁目9番14号

株式会社エコグリーン 代表取締役 石田敦嗣

- (2) 指定年月日 平成21年3月9日
(3) 指定番号 上伊那第503号

(4) 指定した場所

駒ヶ根市赤穂6406番4

- (5) 道路の幅員 4.10メートル
(6) 道路の延長 35.00メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県松本地方事務所に備え置きます。

平成21年3月26日

長野県松本地方事務所長 鎌田泰太郎

1(1) 申請人の住所氏名

長野県県町523番地

長野県労働者住宅生活協同組合

代表理事 種山浩志

- (2) 指定年月日 平成20年10月10日
(3) 指定番号 松本第256号

(4) 指定した場所

安曇野市穂高有明5071-9

- (5) 道路の幅員 4.89メートル
(6) 道路の延長 28.26メートル

2(1) 申請人の住所氏名

松本市両島7番9号

有限会社ムトー不動産 代表取締役 武藤昌治

- (2) 指定年月日 平成20年10月24日
(3) 指定番号 松本第257号

(4) 指定した場所

安曇野市三郷温2040-13

- (5) 道路の幅員 4.91メートル
(6) 道路の延長 34.90メートル

3(1) 申請人の住所氏名

安曇野市豊科5739番地1

タイラ不動産株式会社 代表取締役 平林一夫

- (2) 指定年月日 平成20年10月28日
(3) 指定番号 松本第258号

(4) 指定した場所

安曇野市穂高柏原2849-7、2849-8、2849-9、2849-30

- (5) 道路の幅員 4.93メートル
(6) 道路の延長 78.97メートル

4(1) 申請人の住所氏名

安曇野市豊科5739番地1

タイラ不動産株式会社 代表取締役 平林一夫

- (2) 指定年月日 平成20年11月7日
(3) 指定番号 松本第259号

(4) 指定した場所

安曇野市堀金烏川4214-3、4214-13

- (5) 道路の幅員 4.03メートル
(6) 道路の延長 30.33メートル

5(1) 申請人の住所氏名

安曇野市豊科5739番地1

タイラ不動産株式会社 代表取締役 平林一夫

- (2) 指定年月日 平成21年3月5日
(3) 指定番号 松本第260号

(4) 指定した場所

安曇野市堀金烏川3422-1、3423-1、3423-14

- (5) 道路の幅員 4.01メートル
(6) 道路の延長 20.49メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県北安曇地方事務所に備え置きます。

平成21年3月26日

長野県北安曇地方事務所長 畑 中 和 良

- 1(1) 申請人の住所氏名
安曇野市穂高有明2572-1
有限会社あづみ野宅建 代表取締役 松 島 一雄美
- (2) 指定年月日 平成20年10月10日
- (3) 指定番号 北安曇第353号
- (4) 指定した場所
北安曇郡松川村字赤芝7029-162、7029-163、7029-44
- (5) 道路の幅員 6.00メートル
- (6) 道路の延長 53.80メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名
北安曇郡池田町大字会染11017番地5
有限会社あずみの舎 代表取締役 山 田 拓 哉
- (2) 指定年月日 平成20年12月26日
- (3) 指定番号 北安曇第354号
- (4) 指定した場所
大町市大町3610-1、3613-2
- (5) 道路の幅員 6.00メートル
- (6) 道路の延長 67.65メートル
- 3(1) 申請人の住所氏名
長野市大字栗田字源田窪992番地6
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員長野支店長 伊 藤 泰 司
- (2) 指定年月日 平成21年3月3日
- (3) 指定番号 北安曇第355号
- (4) 指定した場所
大町市大町2698-4
- (5) 道路の幅員 4.00メートル
- (6) 道路の延長 9.90メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県長野地方事務所に備え置きます。

平成21年3月26日

長野県長野地方事務所長 轟 好 人

- 1(1) 申請人の住所氏名
千曲市大字屋代895-11
有限会社キザキ商事 代表取締役 柿 崎 礼 子

- (2) 指定年月日 平成20年10月3日
- (3) 指定番号 長野第804号
- (4) 指定した場所
千曲市大字稲荷山字町屋敷942-4
- (5) 道路の幅員 4.85メートル
- (6) 道路の延長 35.00メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名
千曲市大字屋代895-11
有限会社キザキ商事 代表取締役 柿 崎 礼 子
- (2) 指定年月日 平成20年10月30日
- (3) 指定番号 長野第807号
- (4) 指定した場所
千曲市大字屋代字内田190-1の一部、190-14、191-4
- (5) 道路の幅員 4.80メートル
- (6) 道路の延長 34.40メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県北信地方事務所に備え置きます。

平成21年3月26日

長野県北信地方事務所長 海 野 忠 一

- 1(1) 申請人の住所氏名
中野市大字中野267番地
有限会社アクセス 代表取締役 阿 部 善 春
- (2) 指定年月日 平成20年10月9日
- (3) 指定番号 北信第142号
- (4) 指定した場所
中野市大字小田中宇東屋敷574-3、574-4、575-3、575-4、582-1
- (5) 道路の幅員 6.00メートル
- (6) 道路の延長 38.96メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名
中野市大字岩船320-5 外 山 悟 郎
- (2) 指定年月日 平成20年11月27日
- (3) 指定番号 北信第143号
- (4) 指定した場所
中野市大字岩船字中島181-7、181-8
- (5) 道路の幅員 4.28~5.78メートル
- (6) 道路の延長 32.95メートル
- 3(1) 申請人の住所氏名
中野市大字中野267番地
有限会社アクセス 代表取締役 阿 部 善 春
- (2) 指定年月日 平成21年3月6日
- (3) 指定番号 北信第144号
- (4) 指定した場所
中野市大字吉田字上川原1324-1
- (5) 道路の幅員 6.01メートル
- (6) 道路の延長 117.90メートル

建築指導課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成21年3月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月28日(木)	午前10時から 午後4時まで	塩尻会場	塩尻市大門七番町 4-3 塩尻総合文化センター	60名

3 講習科目、時間数及び審査方法

講習科目	時間数	審査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、 正誤式による考 査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成21年3月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月14日(木)	午後1時から 午後4時まで	伊那会場	伊那市中央5053 伊那公民館	90名
5月17日(日)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	65名
5月26日(火)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640 長野県上田創造館	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課